

太陽光発電事業支援融資制度

動産・売電債権譲渡担保融資

サンサンプラン



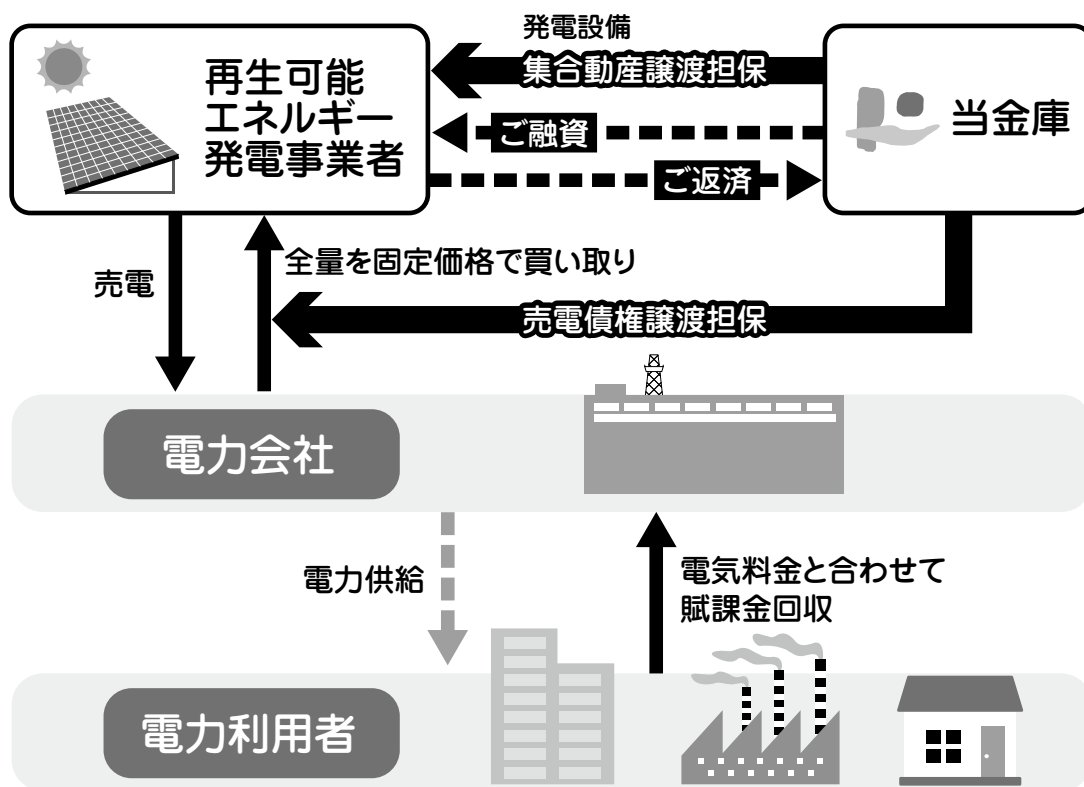
太陽光発電事業支援融資制度「サンサンプラン」

ご融資対象	<ul style="list-style-type: none">○再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用する事業所(法人・個人)で当金庫の定める融資基準を満たす方○当金庫の会員資格のある方
ご融資金額	太陽光発電事業設備設置に要する資金の範囲内
ご使いみち	10kW以上の発電能力を有する太陽光発電事業を設置するための資金
ご融資期間	最長20年以内(電力会社との固定価格買取契約の期間以内)
ご融資形態	<ul style="list-style-type: none">○証書貸付○元金均等毎月返済(6ヶ月以内の据置可)
ご融資利率	○当金庫短期プライムレートに連動する変動金利
担保	<ul style="list-style-type: none">○電力会社から支払われる電気料金買取金を担保目的とした債権譲渡担保○太陽光パネル等の発電設備を担保目的とした集合動産譲渡担保○当融資対象の設備を設置する不動産に抵当権を設定させていただくことがあります。
保証人	保証人については、経営者保証に関するガイドラインを適用します。
手数料	<ul style="list-style-type: none">○新規実行時事務手数料10,000円(消費税別途)○動産担保・売電債権譲渡担保設定時手数料50,000円(消費税別途)○不動産に担保を設定する場合は不動産担保設定手数料を別途申受けます。

※お申込みいただきましても、審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※詳しくは、きのくに信用金庫各支店窓口等へお問合せください。

サンサンプラン融資の仕組み



グリーン投資減税とは

青色申告書を提出する個人及び法人が、平成28年3月31日までに、エネルギー起源CO₂排出削減または再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価格の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価格の7%の税額控除との選択適用)ができる措置を講じます。全量買取制度の認定を受けたものは初年度100%償却が可能です。(平成27年3月31日まで)

グリーン投資減税の対象設備

太陽光発電設備(10kW以上)・風力発電設備(1万kW以上)・水熱利用設備・雪氷熱利用設備・バイオマス利用装置

太陽光発電システムにおいては、下記のいずれかの税制優遇がなされます。

1 法人税額の特別控除

中小企業者に限り、設備取得価額の7%相当額の税額控除

2 特別償却

青色申告をしている法人または個人を対象に、普通償却に加えて取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却

3 即時償却

青色申告をしている法人または個人を対象に、取得価額の全額(100%)を償却できる特別償却